

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和2年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名 校舎管理業務委託(駐在)
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
校舎内における整備管理、電話窓口の対応業務
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
平日17時20分から19時20分まで
休日15時30分から17時30分まで
ただし、令和2年8月14日から令和2年8月16日、
令和2年12月31日から令和3年1月2日の3日間を除く。
- (3) 納入期限(履行期間)
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所：輪島市門前町広岡5の3
所 属：石川県立門前高等学校
連絡先：TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和2年3月27日(金)午前11時
- (2) 提出先
住 所： 輪島市門前町広岡5の3
所 属： 石川県立門前高等学校
連絡先： TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009